

第103期 中間決算公告

平成19年12月27日

前橋市本町二丁目12番6号

株式会社 東和銀行

代表取締役頭取 吉永國光

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	33,207	預 金	1,649,275
コ ー ル ロ ー ン	45,114	コ ー ル マ ネ ー	1,154
買 入 金 銭 債 権	626	借 用 金	4,000
商 品 有 価 証 券	197	外 国 為 替	11
有 価 証 券	452,848	社 債	15,000
貸 出 金	1,183,735	そ の 他 負 債	7,165
外 国 為 替	1,264	賞 与 引 当 金	448
そ の 他 資 産	7,007	預 金 返 還 損 失 引 当 金	150
有 形 固 定 資 産	26,559	退 職 給 付 引 当 金	12,477
無 形 固 定 資 産	899	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	496
繰 延 税 金 資 産	6,590	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,679
支 払 承 諾 見 返	9,343	支 払 承 諾	9,343
貸 倒 引 当 金	28,908	負 債 の 部 合 計	1,703,203
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	39,565
		資 本 剰 余 金	4,000
		資 本 準 備 金	4,000
		利 益 剰 余 金	10,478
		そ の 他 利 益 剰 余 金	10,478
		繰 越 利 益 剰 余 金	10,478
		自 己 株 式	96
		株 主 資 本 合 計	32,990
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	178
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,113
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,291
		純 資 産 の 部 合 計	35,281
資 産 の 部 合 計	1,738,485	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,738,485

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

動 産 4年～10年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ2百万円増加しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ41百万円増加しております。

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7．外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は41,960百万円であります。

9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

10．預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。

11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額915百万円

17. 関係会社の株式(及び出資)総額 43百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 25,698百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,808百万円、延滞債権額は88,631百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,519百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

22. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,960百万円であります。

なお、20.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,699百万円であります。

24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 5百万円

有価証券 5,523百万円

その他資産 18百万円

担保資産に対応する債務

預金 9,420百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 133,395百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は689百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。

27. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は200百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ10百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 113円 8銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	102,081	101,110	970
地方債	24,266	24,307	40
社債	1,526	1,510	15
合計	127,874	126,928	945

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	21,414	30,419	9,004
債券	291,141	282,687	8,454
国債	242,766	234,284	8,481
地方債	25,779	26,049	269
社債	22,595	22,352	242
その他	3,760	3,415	344
合計	316,316	316,522	205

なお、上記の評価差額から繰延税金負債27百万円を差し引いた額178百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について155百万円、時価のない株式について409百万円、それぞれ減損処理しております。なお、有価証券の減

損処理については、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非公募地方債	134
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	43
その他有価証券	
非公募地方債	4,656
非上場事業債	1,600
非上場株式	1,904
出資証券	111

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、87,860百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが74,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	25,946百万円
退職給与引当金損金算入限度額超過額	5,044
有価証券償却	4,100
繰越欠損金	4,199
減価償却超過額	622
固定資産減損損失	475
その他	<u>1,394</u>
繰延税金資産小計	41,783
評価性引当額	<u>35,165</u>
繰延税金資産合計	6,617
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>27</u>
繰延税金負債合計	27
繰延税金資産の純額	<u>6,590百万円</u>

34. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正

され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

35．銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は6.54%であります。

中間損益計算書（平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	19,256
資 金 運 用 収 益	16,036
（うち貸出金利息）	（ 13,751 ）
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,974 ）
役 務 取 引 等 収 益	2,485
そ の 他 業 務 収 益	119
そ の 他 経 常 収 益	614
経 常 費 用	21,854
資 金 調 達 費 用	2,166
（うち預金利息）	（ 1,926 ）
役 務 取 引 等 費 用	1,549
営 業 経 費	11,563
そ の 他 経 常 費 用	6,574
経 常 損 失	2,598
特 別 利 益	1,207
特 別 損 失	537
税 引 前 中 間 純 損 失	1,927
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22
法 人 税 等 調 整 額	1,236
中 間 純 損 失	3,186

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株あたり中間純損失金額 13円20銭

3．「その他経常費用」には、貸出金償却5,481百万円及び株式等償却564百万円を含んでおります。

4．当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

（減損損失を認識した資産または資産グループ）

（イ）群馬県内

主な用途 営業用店舗3店舗
種類 土地建物等
減損損失額 310百万円

（ロ）群馬県外

主な用途 営業用店舗3店舗
種類 土地建物等
減損損失額 180百万円

（減損損失の認識に至った経緯）

営業キャッシュフローの低下及び地下の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額490百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。

第 1 0 3 期 中間決算公告

平成19年12月27日

前橋市本町二丁目 1 2 番 6 号

株式会社 東和銀行

代表取締役頭取 吉 永 國 光

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	33,506	預 金	1,645,482
コールローン及び買入手形	45,114	コールマネー及び売渡手形	1,154
買入金銭債権	626	借 用 金	5,409
商品有価証券	197	外 国 為 替	11
有 価 証 券	453,265	社 債	15,000
貸 出 金	1,173,031	そ の 他 負 債	10,814
外 国 為 替	1,264	賞 与 引 当 金	479
そ の 他 資 産	10,361	預 金 返 還 損 失 引 当 金	150
有 形 固 定 資 産	35,106	退 職 給 付 引 当 金	12,586
無 形 固 定 資 産	2,185	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	496
繰 延 税 金 資 産	5,541	繰 延 税 金 負 債	104
支 払 承 諾 見 返	9,343	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,679
貸 倒 引 当 金	28,555	支 払 承 諾	9,343
		負 債 の 部 合 計	1,704,712
		(純資産の部)	
		資 本 金	39,565
		資 本 剰 余 金	4,000
		利 益 剰 余 金	9,951
		自 己 株 式	96
		株 主 資 本 合 計	33,517
		その他有価証券評価差額金	199
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,113
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,312
		少 数 株 主 持 分	446
		純 資 産 の 部 合 計	36,277
資 産 の 部 合 計	1,740,990	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,740,990

中間連結計算書類の作成方針

(1)連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

東和ビジネス株式会社

東和オフィス株式会社

東和信用保証株式会社

東和カード株式会社

株式会社東和ユニベン

東和銀リース株式会社

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません

(2)持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません

(3)連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～50年
動 産	4年～10年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ2百万円増加しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、この変更により経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ41百万円増加しております。

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

- 6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 7．当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 43,346 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
10. 預金返還損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの返還請求に基づく返還損失に備えるため、過去の返還実績に基づく将来の返還損失見込額を引当てております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 当行及び連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。
なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。
15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 917 百万円

- 17.有形固定資産の減価償却累計額 40,175百万円
18.有形固定資産の圧縮記帳額 198百万円
19.貸出金のうち、破綻先債権額は2,940百万円、延滞債権額は89,311百万円でありま
す。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること
その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収
利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計
上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1
項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている
貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の
経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出
金であります。

- 20.貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,545百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし
て、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有
利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に
該当しないものであります。

- 21.破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は106,798百万円であ
ります。

なお、19.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 22.手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しており
ます。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又
は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金
額は15,699百万円であります。

- 23.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	85百万円
有価証券	5,523百万円
その他資産	171百万円

担保資産に対応する債務

預金	9,420百万円
借入金	410百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券133,395百万円を差し入れて
おります。

また、連結子会社の借入金の担保として、リース債権357百万円を差し入れており
ます。

なお、その他資産のうち保証金は713百万円であります。

- 24.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行
の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相
当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金

額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令
(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法
第16条に規定する地価税の課税価格
の計算方法に基づいて、奥行価格補
正による補正等合理的な調整を行っ
て算出しております。

25. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣
後特約付借入金 4,000 百万円が含まれています。

26. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれています。

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)
による社債に対する保証債務の額は 200 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規
則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内
閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺し
ております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の
支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ10百万円減少します。

28. 1株当たりの純資産額 115円35銭

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	102,101	101,130	970
地方債	24,266	24,307	40
社債	1,526	1,510	15
合計	127,894	126,948	945

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	21,544	30,848	9,303
債券	291,141	282,687	8,454
国債	242,766	234,284	8,481
地方債	25,779	26,049	269
社債	22,595	22,352	242
その他	3,760	3,415	344
合計	316,446	316,951	504

なお、上記の評価差額から繰延税金負債149百万円を差し引いた額354百万円のうち少数株主持分相当額155百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について155百万円、時価のない株式について409百万円、それぞれ減損処理しております。なお、有価証券の減損処理については、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募地方債	134
その他有価証券	
非公募地方債	4,656
非上場事業債	1,600
非上場株式	1,916
出資証券	111

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、95,169百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが74,673百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

33. 銀行法施行規則第19条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は6.69%であります。

中間連結損益計算書 (平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,953
資 金 運 用 収 益	16,043
(うち貸出金利息)	(13,754)
(うち有価証券利息配当金)	(1,977)
役 務 取 引 等 収 益	2,765
そ の 他 業 務 収 益	119
そ の 他 経 常 収 益	3,025
経 常 費 用	24,212
資 金 調 達 費 用	2,179
(うち預金利息)	(1,921)
役 務 取 引 等 費 用	1,431
営 業 経 費	11,735
そ の 他 経 常 費 用	8,865
経 常 損 失	2,258
特 別 利 益	1,217
特 別 損 失	537
税金等調整前中間純損失	1,578
法人税、住民税及び事業税	80
法 人 税 等 調 整 額	1,187
少 数 株 主 利 益	112
中 間 純 損 失	2,958

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 12円26銭

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却5,497百万円、貸倒引当金繰入額152百万円及び株式等償却564百万円を含んでおります。

4. 当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。

(グルーピングの方法)

営業用店舗は損益の管理を個別に把握していることから原則として支店単位で、処分予定資産及び遊休資産は各資産単位でグルーピングしております。また、本部、研修所、寮等は独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

(減損損失を認識した資産または資産グループ)

(イ)群馬県内

主な用途 営業店舗3店舗

種類 土地建物等

減損損失額 310百万円

(ロ)群馬県外

主な用途 営業店舗3店舗

種類 土地建物等

減損損失額 180百万円

(減損損失の認識に至った経緯)

営業キャッシュフローの低下及び地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額490百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

(回収可能額)

回収可能額は、正味売却価額により測定しており、鑑定評価額等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除し算定しております。